



有限会社 ウンピン・エンド・カンパニー

〒101-0045 東京都千代田区神田鍛冶町三丁目6番7号
ウンピン神田ビル8階 TEL:03-3254-0888(代) FAX:03-3254-0889

Vol. 66 2009年12月15日

台湾特許(実用新案・意匠)関連料金の改定について

今般、台湾特許庁(經濟部知的財産局)は、特許(実用新案・意匠)関連料金に係る規定を改正し、2010年1月1日より施行することとなりました。

その改正要点を次の通り、ご案内申し上げます。

記

1. 特許出願の実体審査請求料の改定

現行料金: 特許請求の範囲、必要図面及び明細書の合計頁数が50頁までは基本料の新台湾貨幣(以下は省略)8000元とし、50頁を超える場合は、その基本料に50頁毎に500元を加算する。

例えば、合計頁数が50頁である場合は、8000元(日本円で約21,400円)となる。

例えば、合計頁数が60頁である場合は、8000元+500元=8500元(日本円で約22,800円)となる。

新料金: 2010年1月1日以降(以下、施行後という。)に出願した特許出願(又は施行後に行った分割出願、特許出願への変更出願)に適用され、特許請求の範囲が10項までは基本料の7000元とし、10項を超える場合は、その基本料に超過の請求項毎に800元を加算する。更に、必要図面及び明細書の合計頁数が50頁を超える場合は、その基本料に50頁毎に500元を加算する。

例えば、合計頁数が50頁で請求項が11項である場合は、7000元+800元=7800元(日本円で約20,900円)となる。

例えば、合計頁数が50頁で請求項が12項である場合は、7000元+800元×2=8600元(日本円で約23,000円)となる。

例えば、合計頁数が60頁で請求項が12項である場合は、7000元+800元×2+500元=9100元(日本円で約24,400円)となる。

2. 特許出願の補正による請求項の追加に伴う実体審査請求料の加算

施行後に出願した特許出願(又は施行後に行った分割出願、特許出願への変更出願)に適用され、第1次審査意見の通知前に補正を行い、その補正後の請求項の数が10項を超える場合は、その超過の請求項毎に800元を納付する。第1次審査意見の通知後に補正を行い、追加の請求項と補正前の請求項を合算した項数が10項を超える場合は、超過の請求項毎に800元を納付する。

3. 特許出願の補正による請求項の削除に伴う実体審査請求料の返還
施行後に出願した特許出願(又は施行後に行った分割出願、特許出願への変更出願)に適用され、補正前の請求項は10項を超えていたが、第1次審査意見の通知前に10項以下に縮減した場合は、基本料を超えた実体審査請求料の返還を請求することができる。
4. 特許出願の出願取下げに伴う実体審査請求料の返還
施行後に出願した特許出願(又は施行後に行った分割出願、特許出願への変更出願)に適用され、第1次審査意見の通知前に特許出願を取下げの場合は、実体審査請求料の返還を請求することができる。
5. 特許出願の出願取下げに伴う再審査請求料の返還
施行後に出願した特許出願(又は施行後に行った分割出願、特許出願への変更出願)に適用され、再審査段階における第1次審査意見の通知前に特許出願を取下げの場合は、再審査請求料の返還を請求することができる。

6. 施行後に納付する特許に係る年金の改定

	現行料金	新料金
1～3年目(各年):	2, 500元	2, 500元(改定なし)
4～6年目(各年):	5, 000元	5, 000元(改定なし)
7～9年目(各年):	9, 000元	9, 000元(1, 000元減)
10年目～(各年):	18, 000元	18, 000元(2, 000元減)

7. 施行後に納付する実用新案に係る年金の改定

	現行料金	新料金
1～3年目(各年):	2, 500元	2, 500元(改定なし)
4～6年目(各年):	5, 000元	4, 000元(1, 000元減)
7～9年目(各年):	9, 000元	9, 000元(1, 000元減)
10年目～(各年):	18, 000元	8, 000元(10, 000元減)

8. 施行後に納付する意匠に係る年金の改定

	現行料金	新料金
1～3年目(各年):	2, 500元	2, 500元(改定なし)
4～6年目(各年):	5, 000元	3, 500元(1, 500元減)
7～9年目(各年):	9, 000元	5, 000元(4, 000元減)
10年目～(各年):	18, 000元	5, 000元(13, 000元減)

(現在レート:新台湾貨幣1元＝日本円で2. 68円)

以上